

平成 2 7 年第 3 回定例会

平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日 開会

同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成 27 年 11 月 20 日

議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 報告第 2 号 資金不足比率の報告について
- 第 5 議案第 12 号 多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護条例の一部改正について
- 第 6 議案第 13 号 平成 27 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 7 議案第 14 号 平成 26 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について
- 第 8 議案第 15 号 平成 26 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 中澤秀平君 | 2番 | 丸山保君 |
| 3番 | 大久保協城君 | 4番 | 湯井廣志君 |
| 5番 | 青木貴俊君 | 6番 | 山田朱美君 |
| 7番 | 岩崎和則君 | 8番 | 反町清君 |
| 9番 | 佐藤淳君 | 10番 | 冬木一俊君 |
| 11番 | 隅田川徳一君 | 12番 | 田村理君 |
| 13番 | 新保克佳君 | 14番 | 松本賢一君 |
| 15番 | 宮前俊秀君 | 16番 | 神田辰男君 |
| 17番 | 江原洋一君 | 18番 | 山崎恒彦君 |
| 19番 | 小屋淳君 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | |
|--|--------|---|--------|
| 管 理 者 | 新井利明君 | 監 査 委 員 | 小手澤 治君 |
| 組 合 事 業 統 括 兼 病 院 長 | 石崎政利君 | 病 院 長 補 佐 | 塚田義人君 |
| 附 属 外 来 セ ン タ ー 長 | 清水透君 | 介 護 老 人 保 健 施 設 長 | 田中壯侖君 |
| 経 営 管 理 部 長 | 黒澤美尚君 | 看 護 部 長 | 五十嵐克子君 |
| 薬 剤 部 長 | 小幡輝夫君 | 診 療 支 援 部 長 | 田島信夫君 |
| 次 長 兼 企 画 財 政 課 長 | 松田裕一君 | 次 長 兼 総 務 課 長 兼 安 全 管 理 セ ン タ ー 事 務 統 括 | 島崎 泰君 |
| 参 事 兼 用 度 課 長 | 三浦真二君 | 参 事 兼 病 院 建 設 室 長 | 高柳和浩君 |
| 医 事 情 報 課 長 | 小林ゆかり君 | し ら さ ぎ 管 理 課 長 | 五十嵐良宣君 |
| 課 長 兼 地 域 医 療 支 援 連 携 セ ン タ ー 事 務 統 括 | 横坂政彦君 | 課 長 兼 研 修 管 理 セ ン タ ー 事 務 統 括 | 酒井正子君 |

開会のあいさつ

議長（冬木一俊君） 皆様、こんにちは。

本日、平成27年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には、時節柄公私ともご多忙の折、ご出席をいただきまして開会できますことを心から感謝申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、報告1件と平成26年度病院事業会計決算認定ほか3件でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げる次第でございます。

なお、議事運営等まことにふなれな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位のご支援とご協力を切に願ひ申し上げまして、まことに簡単でございますが、開会のあいさつといたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひいたします。

開会及び開議

午後1時32分開会

議長（冬木一俊君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、平成27年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（冬木一俊君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（冬木一俊君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。2番、丸山保君、15番、宮前俊秀君を指名いたします。

第3 管理者発言

議長（冬木一俊君） 日程第3、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井利明君） 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成27年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご多忙の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平成27年度も既に半年が経過し、病院事業につきましては、ほぼ昨年同様に推移しておりますが、昨年4月の診療報酬のマイナス改定や消費税率のアップの影響もあり、より一層経営基盤の安定に努めていかなければと考えております。

また、現在、本組合の最重要事項として進めております新入院棟建設事業の詳細設計がまとまりましたので、本定例会に事業費の予算を計上させていただきました。関係各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

さて、本議会に提案いたします案件は、報告1件、組合各事業の平成26年度決算等の議案4件の審議及び決定をお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので、慎重審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。

第4 報告第2号

議長（冬木一俊君） 日程第4、報告第2号、資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） それでは、報告第2号、資金不足比率の報告につきましてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、去る8月20日、小手澤、大久保両監査委員の審査をいただきましたので、ご報告を申し上げます。

まず、病院事業会計でございます。

流動資産に貸倒引当金を加えた額68億6,889万6,000円、流動負債から企業債と引当金とを控除した額8億6,128万2,000円、差し引き剰余額60億761万4,000円となっております。資金不足額が生じていないため資金不足比率が算定されておられません。

次に、介護老人保健施設事業会計でございます。

流動資産が9,766万8,000円、流動負債から企業債と引当金とを控除した額4,601万3,000円、差し引き剰余額が5,165万5,000円となっております。資金不足額が生じていないため資金不足比率が算定されておられません。

今後とも資金不足額が生じないように、健全な経営を目指し努力していきたい

というふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（冬木一俊君） 資金不足比率審査意見の報告を求めます。監査委員、小手澤治君。
監査委員（小手澤 治君） 監査委員の小手澤です。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告申し上げます。

平成26年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計及び介護老人保健施設事業会計の資金不足比率につきまして、審査の結果を監査委員を代表して申し上げます。

去る8月20日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、管理者より審査に付されました平成26年度資金不足比率につきまして審査を行った結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令の定めるところにより算出されており、算定の基礎となった数字は正確であり、両事業とも資金の不足はなく、資金不足比率は算出されませんでした。

以上、まことに簡単ではございますが、審査の報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（冬木一俊君） 審査意見の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願ひます。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第2号について報告を終わります。

第5 議案第12号

議長（冬木一俊君） 日程第5、議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） それでは、詳細につきましてご説明申し上げます。

平成25年に制定されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が本年10月から施行され、国民全員に付番される個人番号の通知がされました。これによりまして、本組合においても職員の個人番号を保有することとなります。この個人番号は、高度な個人識別機能を有し、国民の利便性の向上や行政事務の効率化に大きく資することが期待される一方、漏えい、滅失、毀損等が発生した場合のプライバシーの侵害は深刻なものとなることから、同法では、個人番号をその内容に含む特定個人情報について

て、一般の個人情報よりも厳格な保護措置を講じることが規定されております。

このため、本組合においても個人情報保護条例について所要の改正を行うものでございます。

また、施行期日は、公布の日からとするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（冬木一俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） 質疑をさせていただきます。保護条例の一部を改正する条例についてですが、第8条の2を追加するというふうになっていますが、こちらの特定個人情報の利用の制限という項目ですが、その前の第8条の1項では、利用及び提供の制限というふうになっています。この第8条の2が提供の制限はないのか、その辺のご説明をお願いします。

議長（冬木一俊君） 総務課長。

総務課長（島崎 泰君） 条例改正についてお答えを申し上げます。

8条の2で追加規定でございますが、これは特定個人情報の目的外利用の制限ということで規定を追加するものでございます。特定個人情報につきましては、個人番号をその内容に含む個人情報という規定がなされております。そうした中で、議員さんのご質問の8条1項の個人情報をという規定に制限が加わるかどうかという……

議長（冬木一俊君） 暫時休憩いたします。

（午後1時41分休憩）

（午後1時42分再開）

議長（冬木一俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（島崎 泰君） 個人情報と特定個人情報の定義ということでよろしいですか。個人情報という定義につきましては、氏名、生年月日等により個人を識別できる情報ということになってございます。また、特定の個人情報につきましては、このマイナンバー法に基づく番号をその内容に含む個人情報ということで分かれております。ですから、1と2が該当することはないということでご理解いただければと思います。

議長（冬木一俊君） 中澤秀平君。

議員（中澤秀平君） ありがとうございます。特定個人情報と個人情報が違うということのご説明だったと思うんですけども、特定個人情報というのがマイナンバーを含む個人情報と定義をされていますが、その情報を例えばどこかから提供を要求された際に、提供の制限はこちらには設けていないということなんでし

ようか。

議長（冬木一俊君） 総務課長。

総務課長（島崎 泰君） 当院の個人情報、今回の限定する特定の個人情報というのは、職員の個人情報に限られております。患者さんのとか、それには該当いたしません。職員の個人番号ですね、そちらのほうを収集しまして、私どものほうで税務当局へお出しする書類に記載をさせていただくということで、その他一般に対して公表をするものではございません。

議長（冬木一俊君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） 質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号、多野藤岡医療事務市町村組合個人情報保護条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（冬木一俊君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

第6 議案第13号

議長（冬木一俊君） 日程第6、議案第13号、平成27年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第13号、平成27年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成26年第3回定例会において新入院棟実施設計業務の予算を可決いただき進めてまいりました実施設計の建設工事費の積算が完了しましたので、新入院棟建設工事にかかわる費用を計上するものでございます。

収益的支出では、建設工事費の消費税の費用化による雑支出を増額するほか、資本的収入で新入院棟建設工事費の財源として企業債の増額、資本的支出では、建設改良費で新入院棟建設工事費を増額するものでございます。

また、契約が複数年度にわたるものにつきましては、債務負担行為を設定さ

せていただくものでございます。

以上、まことに簡単であります。提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

議長（冬木一俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正は、新入院棟建設工事に係る建設工事費、施工監理費等を計上させていただきますものでございます。

まず、事前に配付いたしました参考資料の2をごらんになっていただきたいと思えます。

先月の説明会でお示ししました概算事業費でございます。資料2の1ページ目の建設事業費の概要でございますが、一部重複します。

建設準備費で7,559万9,000円、設計監理費は基本設計・実施設計等で2億9,435万円、建設本体工事は109億円で、内訳では新入院棟建設工事費で105億9,000万円、外来センター改修で3億1,000万円となります。その他、敷地外駐車場、その他経費で、総額では118億4,783万3,000円の事業費となります。

次のページでは、年度別の経費別になっております。今年度、平成27年度については4億4,950万円、28年度は49億7,026万円、平成29年度は62億4,657万円を予定しておりますので、よろしく願いいたします。こちらの議場にも完成模型を展示しております。後でごらんになっていただきたいと思えます。

それでは、議案に戻りまして詳細についてご説明申し上げます。

第2条では、第1款病院事業費用で建設改良費に係る消費税の費用化によります雑支出300万円を増額補正するものでございます。

第3条では、第1款公立藤岡総合病院資本的収入で、新入院棟建設工事費の財源として第2項の企業債4,000万円を増額補正するものでございます。

次に、支出でございます。

第1款公立藤岡総合病院資本的支出で、第1項建設改良費で新入院棟建設工事費4,000万円を増額補正するものでございます。

第4条は、企業債の追加で限度額4,000万円とするものでございます。

第5条は、債務負担行為を追加するものでございます。

まず、新入院棟建設・外来センター改修工事では、平成28年度から29年度で、限度額でございますが、建設工事費総額109億円から今年度の予算分4,000万円を除きまして108億6,000万円とするものでございます。

次に、新入院棟建設・外来センター改修施工監理業務委託では、平成27年度から29年度で、限度額9,000万円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（冬木一俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。大久保協城君。

議員（大久保協城君） 過日の説明会においても説明が業者のほうからありましたけれども、そのときにも質問をさせていただきました。総額でもっての10%程度の値上げというふうな形でもって数字が示されて、そういったことの中で今回の補正が提案されているわけなんですけれども、そのとき10%というふうな話だったんですが、その10%が説明にあっては経済指数等を挙げていただいて、妥当だというふうな説明でした。物価が上昇ですとかというふうなことを考えると、当然景気は上向きなのかなというふうな感じにもなりますけれども、まだまだ地方にあってはそういった状況にないというふうな感じの中、こういった数字が示されているんですかと伺いました。過日、そんな中でGDPにあっては2期連続マイナスの報告があったばかりでもあります。皆さんとしてみれば、こういった数字が示されて経済指数で10%が妥当だというふうな話の中で、どこら辺の数字をとってくればというふうなことになるか、その値上げの理由をつけるのには早過ぎるというか、どこら辺の数字をとってくるかによって、そこら辺の操作ができるんだというふうにも感じているところでありませう。

再度の質問になりますけれども、この妥当だというふうな言葉は、本当に妥当だと皆さん感じていらっしゃるかどうか、そこら辺について答弁いただきたいと思えます。

議長（冬木一俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） お答えいたします。

昨今のその建設業界の情勢は、以前、設計会社からも話があったと思えますけれども、この妥当かどうかというところでは、なかなか我々の感覚と実際の建設業界の実勢価格とは、乖離があると思えます。先ほど議員さんからお話があったように、実際の経済情勢と建設業界の情勢、特に金額ですけれども、我々のその感覚とは大分大きい違いがあると思えます。

しかし、それをうのみにするわけではなくて、当院と同様な病院の状況を調査したりとか、いろいろ周りの状況を調べて、また、具体的には設計会社が一番情報を持っておりますので、その辺を信じるしかないんですが、妥当か妥当ではないか、どちらかというところ、なかなかはっきり明言はできないんですが、我々の中で調査した中ではこの数字であれば、建設単価が高いということでは

ないというふうには思っております。

今後、今回可決されまして、仮に建設業者が決まって建設が進んだ場合については、やはりその辺を含めていろいろ提案をしてもらいながら、建設の単価の削減に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（冬木一俊君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 設計会社を信じるしかないというふうなことで、信頼関係の中で進めていくんだというふうな答弁がありました。当然監理まで設計会社というふうな話は前回の説明会のときにもありました。その設計会社を、じゃ、どこが監督していくんですかということにあっては、恐らくそれは皆さんがその監督の立場にあるんだと思うんです。設計会社との信頼関係を築いていくに当たって、当然定期的に綿密な打ち合わせ等々が行われるんだと思うんですけれども、そこら辺について事務の進め方といいますか、心がけなくちゃならないようなところがあるんだと思うんですけれども、そこら辺についてご意見がありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

議長（冬木一俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） お答えいたします。

今後の進め方で、どういうふうに、組合として監理をしていくかということだと思っておりますけれども、病院には1級建築士を持った職員がいる病院建設室があります。基本的にはそこで監理をしていくんですが、当然それだけではなかなか賄えない部分を例えば藤岡市の力を借り、そういった形で監理をしていきたいと考えており、いずれにしても、設計会社とタイアップしながら、よりよい病院づくりに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（冬木一俊君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 1級建築士の資格を持った方もいらっしゃるんだというふうな話です。ただ、100億からの工事ですから、なかなかそこら辺のところを徹底できるのかというと、今答弁にもありましたけれども、ほかの部署、行政の関係で連携をとりながら進めていかなければ、当然なかなかスムーズにはいかないんだろうと思っております。ぜひそこら辺のところを徹底していただきたいと思っております。

それと、もう一つなんですけれども、今100億からの事業ということで、当然地元経済にも大きな影響を及ぼすんだろうと思っております。この地元経済に大きな影響を及ぼすがゆえの、これから入札が行われて建設事業者が決まってくるんだと思っておりますけれども、そこら辺に対して地元育成というふうなことについてどんなふうな取り組みを考えていらっしゃるか、前回の説明会でもそうい

った質問がありました。再度お聞かせいただきたいと思います。

議長（冬木一俊君） 病院建設室長。

病院建設室長（高柳和浩君） 私のほうからその件についてお答えさせていただきます。

過日の説明会の中でも申し上げましたが、今回の発注については単体の企業へ一括でという発注になります。そういう中で入札方法も金額のみの入札になりますので、特にそういったものを評価するというようなところはございません。したがって、これは落札をした業者なりに地元の業者の育成をお願いをしていくというスタンスでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（冬木一俊君） 他に質疑はありませんか。丸山保君。

議員（丸山 保君） 今、大久保議員のほうからちょっとあったことと似ているんですが、自分も4月からお世話になりまして、設計士さんとかそういうのを詳しく知らないものですが、もしできましたら設計を今なされている日本設計ですか、そちらの会社の概要とか、ここ一、二年の実績とか、この新病院に対して誰が窓口になっているのか、その辺をもしお示しできたら次回でいいんですけれども教えていただき、また、我々が市民等からどこの設計会社ですか、どこの業者が決まるんですかといういろいろ聞かれたときにも、今現在ではちょっと自分も余り答えられないんで、それがわかるようにここに出席の方々に提示していただければありがたいんですけれども、よろしく申し上げます。

議長（冬木一俊君） 暫時休憩いたします。

（午後2時00分休憩）

（午後2時01分再開）

議長（冬木一俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） お答えいたします。

今、実施設計を行っている日本設計の概要ということでございますが、詳しい資料等はまたお示ししたいと思いますけれども、実績とすると、もちろん病院専門ではないんですが、日本の全国の中の設計会社ではかなり大きいほうだというふうに我々は聞いております。病院のほうの実績でございますけれども、実はこの外来センターを平成14年にオープンしましたけれども、ここも日本設計が設計をしております。また入院棟の東病棟、それから、その後、MRI棟とか増改築の中でも日本設計が関与しております。

近隣で同様な300床以上あるいは400床クラスの病院の実績があるかないかということなんだと思うんですけれども、厚木市民病院、神奈川県なんですけれども、これがやはり400床近い病院を直近では設計をしております。そのほかいろいろそういった病院の建設の設計を行っているということで、実

績はあるというふうに解釈をしております。

以上です。

議長（冬木一俊君） 暫時休憩いたします。

（午後 2 時 0 2 分休憩）

（午後 2 時 0 3 分再開）

議長（冬木一俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 議案第 1 3 号、5 条の債務負担行為の関係なんですけれども、1 0 8 億円余りの債務負担行為を起こしたんですが、2 8 年から 2 9 年までということですので、聞くところによると、年明け早々 1 月ですか、入札があるということなんですけど、まず総合評価方式で、これ入札とっていいんですか、何と言っていいかちょっとわからないんですけれども、総合評価方式でやりますというふうに基本方針を定めてやって、これ全くの不調というか、何と言ったらいいのか、不調なんでしょうね。

結局応札してきた業者は 1 者しかなかった。競争にならない。そういった、なぜこの総合評価方式が不調になったというふうに管理者は考えていますか。先ほど大久保議員のほうからいろいろ金額の関係について指摘がありました。平成 2 5 年 4 月 2 4 日の説明会で初めて具体的な数字が出てきたように記憶はしているんですけれども、そのときに全ての費用については 7 6 億 9, 8 0 0 万円、それが先ほどの説明だと 1 1 8 億、金額にして 3 5 億円余り、率にすると何十％になるんですかね、相当な率で上昇しているんで、私も確かに大久保議員さんがおっしゃるように、ええ、何で、本当にこんなことがあるのか、ある意味では、ちょっと理解に苦しむようなことが起きる業界ですから、なかなかその辺は判断が難しいんでしょうけれども、まず先ほども言ったように、なぜその総合評価方式、この総合評価方式のほうの方がわかりやすく言うと低い金額で落札していただけるんだというふうな当時説明があったような記憶もしているんですけれども、どうしてだめだったのかお示してください。

それから、1 月に入札するということになる、私は指名競争入札をやめていただきたいというふうに再三申し上げてきました。今回、一般競争入札ということですから、さあ、果たしてこの金額で何者が応札してくるんだろうと、一定の条件がついているようですから、当然日本中の建設会社、資格のあるところは応札できるということですから、皆さんのほうはおおむね何者くらいがこの入札に参加をしてくれるというか、応札してくるというふうにお考えなんでしょうか。私は、よもやそんなことはないというふうに思っているんですけれども、入札するところがなくて不調になる、ときどき最近出ていますからね、可能性がゼロでないわけだ。じゃ、そのときにどういうふうに対応するんだと

ということについても、皆さんの側としてはお考えがあるのでしょうか、あれば、そのことについても答弁をお願いしたいと思います。

それから最低制限価格、このことについても私は設ける必要がないでしょうというふうに主張してきました。これ最低制限価格を設けるのでしょうか。最低制限価格を設けるんだとすれば、何ゆえ最低制限価格を設けなければならないのか、その辺のことについても説明をお願いいたします。

議長（冬木一俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） お答えいたします。

まず、1点目の前回、総合評価によるデザインビルド方式というものを採用したわけですが、残念ながら不調となったわけでごさいますけれども、どうしても不調だったのかということは我々も想像でしかございませぬ。ただ、前回のときには、こういった方式がいいだろうということで組合の中で検討してまいったわけなんです、不調の理由の追跡調査はなかなかできておりませぬ。その後、実施設計を昨年から行ない、今現在に至っているわけでごさいます。

それから、この一般競争入札で行うというところで何者ぐらいの参加が予想されるかということですが、これもなかなか何者だろうということは申し上げられない部分なんです、意欲を持った会社が営業というんでしょうか、いろいろ来ている会社が数社、来ております。それが必ず、仕様書、設計書を見て応札するかどうかはわかりませぬが、ただ、我々のところではそういうようなことで3者から4者来ておりますので、何とかゼロではないんだろうなというような期待は持っております。

それから、余り考えたくないんですけれども、不調になった場合ということでも、どういうことを考えているかということでごさいますけれども、今回は一般競争入札になりますので、業者の選定、組みかえということにはもちろんならないわけですので、当然設計額を見直していくしかないのかなというふうには考えております。

まず、私のほうは、その3点、答弁とさせていただきます。

議長（冬木一俊君） 病院建設室長。

病院建設室長（高柳和浩君） 私のほうからは、最低制限価格の設定についてお答えをさせていただきます。

今回の入札につきましては、まず最低制限価格を設定するという方向でいきたいと考えております。その理由なんです、最近の入札適正化法の改正がございまして、この中で公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項に、新たにダンピング受注の防止というのが追加されております。こういった中で、今、最低制限価格制度の適正な活用が求められておりまして、未導入の団体に対して、今後国は必要な指導等を要請するというふうなことの通知がご

ざいます。そういった中で、群馬県内の各市を見ましても、ほとんど全てのところで最低制限価格、基準は違うところはございますけれども、最低制限価格の設定をするということで運用がなされております。こういったことから現状の制度から逸脱しないように、最低制限価格の設定をするということで今回の入札をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（冬木一俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） まず、最低制限価格なんですけれども、これ法律で設けなければならないというふうには決まっていらないような記憶があるんですけれども、指導としてはそういうふうなことをしなさい。でも、それは時代背景みたいなものがあって、デフレがひどかったときだとかは、かなりなかなか受注できないもんですから、相当価格のところ競争して赤字でも受注するんだというふうなことの中で、民間等は特にひどかったらしいですけれども、じゃ、今の状況でそういったことが起こり得るかということになると、私は極めて疑問で、例えばこの事業ですよ、仮に100億だとして、じゃ、この工事50億でとりましようなんていう会社は全く出てこないですよ。やっぱり、何でそういうことを言うかということ、冒頭申し上げたように、38億円も事業費が膨らんでいるんだ。だから、やっぱりありとあらゆる手段を使って、この工事費を抑制をしていくということが、この組合にとっても大事なことなんだと思うから、私はそういうふうに申し上げている。できれば、私は、最低制限価格は設けなくて入札をしていただきたいというふうに今でも思っています。

それから、総合評価方式についてはなぜ不調だったかわからない。私は、自分の思っていることは、それは極めて入札の方法が不透明だからですよ。それ以外にないじゃないですか。皆さんが評価して点数つけるのは、全部市の職員と病院の職員。それはよほどここの病院にコネでもない限り、手間暇かけて資料をつくって設計書をつくってさまざまな提案をして、手間と労力をかけてとれる可能性のない工事の入札に参加してくる業者なんか今どきいません。だから、私は、できるだけ一般競争入札を用いてください。指名競争入札じゃなくて、一般競争入札でやってください、これが応札に来てくれる可能性が一番高いだろうというふうに私は考えたから、今までそういうことを主張してきたわけですから、それは取り入れてもらえたから何とか応札しに来てくれる業者がいることを期待するしか仕方がないんで、ぜひそうなるように期待をしています。

それから、これも先ほど大久保議員さんが指摘をしているんですけれども、監理業務委託、これは過日の説明会で日本設計の方にきちんと言いました。データや写真やそういうところでの監理じゃなくて、きちんと現場へ出向いてき

ちんと監理していただきたい。だから、この9,000万円の中にどんなことが基本方針として定められているのでしょうか。そのことについてお示ししてください。

議長（冬木一俊君） 病院建設室長。

病院建設室長（高柳和浩君） お答えさせていただきます。

この監理業務につきましては、必ず設計会社の誰かしらがいるような形で監理をしていくということになっております。

それから、当然いろいろな部分で監理をする立場のセクション、それから設計を担当するセクション、そのこのところときちんと連携をとって今後の設計変更、そういったものにも対応できるようにやっていただくということで、今話をしております。

以上です。

議長（冬木一俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 当然そういうことなんでしょうけれども、私が言いたいのは、もっと細かなところで、この間も言ったように、きちんとその構造体の施工をするとか、肝心のときにはきちんと現場に立ち会ってもらって、設計事務所に立ち会ってもらって、図面で建てても、皆さんよくわかっていないでしょう、図面では描けても、じゃ、実際の施工の方法をどうするんだ、机上で絵は描けるんだけど、工事するとき、この図面のとおりにはできないよということがたくさんあるんですよ。どう見たって、ここに機械が入らないとか、ここに手が入らない。そうすると、どうしても、やるほうは設計事務所の先生がいないと、言葉は悪いけれども、ちょっといろいろなことをやるんです。やっぱりきちんとポイントポイントでは設計事務所の先生がきちんといて、現場で監理をしないとだめなんだ。だから、そういうことをきちんと基本方針の契約をするときに、その基本方針の中にきちんとそういうことを織り込んでもらわないと困ると思います。常駐しているかしていないかということも大事なんでしょうけれども、まず、そういうポイントになるときは必ず設計事務所の先生にきちんとチェックをしていただくということをしないと、変な建物ができる。この間の横浜のも設計施工一体の工事だそうですよ、あれは、マンションが傾いたというのは。だから、今回は設計施工一体じゃなくて、きちんと設計事務所は監理をするということですから、少なくともあんなことにはならないでしょうけれども、いずれにしても徹底的に、日本設計、日本設計が請け負うのかどうか分かりませんが、徹底的にこの業務の委託先と病院のほうで詰めてください。契約する前に、契約してからああだこうだと言ってもだめですから、契約する前に、ここはこういう方法でやってください、こういう方法でやってください、きちっと現場でチェックをしてください。そういうことでやってい

ただけるのか、答弁をお願いいたします。

議長（冬木一俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） お答えいたします。

佐藤議員のご指摘のとおりだというふうに思っております。やはり実態に合わせたものというものは監理だけではなくて設計もそうですし、現場の施工についてもやはりそういったところが必要かというふうに認識は改めてしております。当然そういったところを今後予定とすれば仕様書等をまた詰めて作成をしていくわけなんですけど、今ご指摘があったようなところを十分加味しながら契約の事務を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（冬木一俊君） 他に質疑はありませんか。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 建設の関係でいろいろ数値は出ておりますけれども、私も、最低制限の関係で質問しておきますけれども、昔の従来の最低制限というのは、直接工事費に幾らとアップさせて最低制限等を設けていたんですけれども、最近では工事費から数%切って最低制限というような設定の仕方しております。そういう中で、最近10億超えている工事の中で、1者残して全て失格というような工事が結構最近出ております。そういう中で、この藤岡の病院も1者が落札したけれども、あとは全て最低制限を割って失格ですよというような可能性が恐らく出てくるのかなと思っておりますが、そういう中で、この最低制限の設定の仕方というのを藤岡総合はどう考えているかお伺いいたします。

議長（冬木一俊君） 病院建設室長。

病院建設室長（高柳和浩君） お答えさせていただきます。

先ほど最低制限価格については設定をするという方向でということはお答えさせていただきましたけれども、具体的な最低制限価格の設定につきましては、現在藤岡市でやっている方法、これはもとは平成25年5月の中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルというものがもとになっているんですけれども、この方法を使って設定をしたいと考えております。

議長（冬木一俊君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 実際にこの最低制限でそういう事例がたくさん出ているんですね。だから、その中でこの例えば100億の工事を発注して95億で最低制限を出したとすれば、95億円は落札けれども、94億、80億、60億は全て失格になっちゃう。だから、そういう中で、最低制限価格というのを幾らにしないとは言いませんけれども、1割、2割切った額で最低制限を設定するような考えをしていかないと、ある程度1者が金額が把握できればそれを残して全てが失格というような工事が最近結構出ているんです。そういう中で、この病院も1者を残して全てが失格になるような惨めな発注になったんでは困り

ますので、その点をしっかりとやってもらいたい。

また、恐らく一般競争入札にするとお思いますけれども、そういう中で、大抵こういう大きいビルだと1,300点以上の業者の選定というような格好になるとおと思いますが、藤岡の中で恐らく県内でも1,300いくような業者はないとお思います。だから、それを1,000点ぐらいまで点数を落として業者の選定ができるものか、そういうところをお伺いいたします。

議長（冬木一俊君） 病院建設室長。

病院建設室長（高柳和浩君） お答えをさせていただきます。

ただいま点数、要は経営事項審査の点数ということだとお思いますけれども、今それを最終的に詰めておりますので、この病院の品質が保てる、そういう工事ができるというところで点数をきちんと決めてやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（冬木一俊君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） この点数も確かに大きい業者はそれなりの点数がつくんですよ。けれども施工というのは、恐らく大手ゼネコンがいますから、下で点数の低い会社は実際には施工するんですよ。そういう中で、藤岡市の業者が入っているというのは、選定委員会でなければこの一般競争入札は提出することは恐らくできる業者はありませんから、そういう中で考慮をしていただきたいことと、先ほど佐藤議員の業者の監理業務の関係なんですけど、業者に全て監理業務を任せると、設計業者というのは結構一般の建築業者と結構深いつながりがありますので、結構、変更するにしても業者寄りの設計しますんで、そこの中でしっかりと1級建築士が藤岡市にもたくさんおるわけですから、そういう中で設計業者とともに公共的な監督員等を入れた協議の場をしっかりとつくっていただければと思って、その点よろしくお伺いいたします。

議長（冬木一俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） お答えいたします。

今、湯井議員からもご指摘をいただいておりますけれども、佐藤議員からもご指摘をいただいて、そういったところを先ほども申し上げましたように、最終的にはより良い病院をつくっていくというのが目的ですので、その辺をしっかりと我々も検討して採用しながら進めてまいりたいとお思います。

以上です。

議長（冬木一俊君） 暫時休憩いたします。

（午後2時28分休憩）

（午後2時29分再開）

議長（冬木一俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） 1点答弁漏れがございました。申しわけございません。点数のお話だったことなのですが、具体的に1,000点とか1,300点というお話があったんですが、今回一括発注を考えております。今、議員さんがおっしゃったのは地元の企業の育成ということだと思いますので、その辺は業者にお願いをしながら、やっていきたいというふうに思っておりますので、点数については、指定は難しいだろうというふうに思います。

以上です。

議長（冬木一俊君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号、平成27年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（冬木一俊君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

第7 議案第14号

議長（冬木一俊君） 日程第7、議案第14号、平成26年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第14号、平成26年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度は地方公営企業会計制度改正に伴う会計基準の見直しが行われ、3施設合計で18億3,575万円の純損失を計上しましたが、その他の未処分利益剰余金返納額を加え14億7,972万円の未処分利益剰余金を平成27年度に繰り越しました。

今後、新入院棟建設に向け、さらなる病院の運営基盤の強化を図り、地域住民に信頼される病院となるよう進めてまいりますので、関係各位のご理解、ご

協力をお願い申し上げます。

また、本決算につきましては、去る8月20日、小手澤、大久保両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付いたしました意見書をいただいたわけでございます。大変ご苦勞いただきましたことに感謝を申し上げ、改めて御礼申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（冬木一俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） それでは、詳細につきまして公立藤岡総合病院事業から説明申し上げます。

まず、患者状況でございますが、入院患者数では年間11万9,909人、1日平均329人でございます。

外来患者数につきましては、年間3万3,678人、1日平均で92人でございます。

次に、収益的収入及び支出でございます。収入決算額79億1,452万8,391円、そのうち主なものは医業収益で74億2,689万6,523円、このうち入院収益で66億1,695万840円、外来収益では6億1,460万4,650円でございます。

その他、医業収益では1億9,534万1,033円、医業外収益は4億3,329万474円で、主なものは他会計負担金、国・県補助金、補助金等の減価償却見合い分の収益化としての長期前受金戻し入れでございます。

特別利益では5,434万1,394円でございます。

次に、支出の決算額でございますが、100億8,403万2,748円、このうち医業費用では73億3,197万6,125円でございます。

内訳では給与費で41億231万9,350円、材料費で17億6,675万4,527円、経費では9億7,448万6,868円、減価償却で4億3,250万598円でございます。

医業外費用では3億139万9,699円、主なものは企業債の支払利息、消費税の費用化による雑支出でございます。

特別損失では24億5,065万6,924円、これは会計基準の見直しに伴い退職手当引当金の計上不足額を今回、今年度は一括計上したものでございます。

医業収支比率では101.3%、総収支比率では78.5%で21億6,950万4,357円の純損失を計上いたしております。

続きまして、附属外来センターの詳細説明を申し上げます。

まず、患者状況でございます。外来患者数年間18万7,436人、1日平

均が768人で行いました。

次に、収益的収入及び支出でございます。収入決算額は27億7,110万727円、主なものは医業収益で24億8,966万6,153円、このうち外来収益が医業収益の90.1%を占めております。

その他医業収益は2億4,741万7,244円、主なものは公衆衛生活動、医療相談収益でございます。

医業外収益では2億904万5,055円、主なものは、他会計負担金それから補助金等の減価償却見合い分の収益化としての長期前受金の戻し入れでございます。

特別利益では7,238万9,519円でございます。

次に、支出の決算額でございます。24億6,644万9,362円、このうち医業費用では22億4,113万8,026円、その主なものは、内訳といたしまして給与費で7億8,319万7,229円、材料費で5億6,505万5,922円、経費で6億2,505万6,462円、減価償却で2億6,165万5,085円でございます。

医業外費用は1億9,601万1,336円、内訳では企業債利息、雑支出でございます。

特別損失では1,930万円で行いました。

医業収支比率111.1%、総収支比率は112.4%で、3億465万1,365円の純利益を計上いたしております。

続いて、訪問看護事業の詳細についてご説明申し上げます。

利用状況でございますが、年間9,589人、1日平均39人で行いました。

収益的収入及び支出では、収入決算額8,932万5,976円、その主なものは、事業収益で8,709万5,488円、事業外収益で61万4,133円でございます。

特別利益では161万6,355円で行いました。

次に、支出でございます。6,022万4,362円、このうち事業費用が5,703万1,435円で行いました。

主なものは、給与費で5,075万191円、経費で422万1,683円、減価償却で188万2,000円でございます。

事業外費用としましては81万2,927円で、消費税の費用化等によるものでございます。

特別損失では238万円で行いました。

この結果、訪問看護事業は純利益2,910万1,614円を計上しております。

以上、病院3事業合計で18億3,575万1,378円の純損失を計上いたしておりますが、会計基準の見直しに伴う移行以前の減価償却見合い分の収益化によるその他未処分利益剰余金の変動額46億4,131万1,460円と前年度繰越欠損金13億2,583万4,685円を差し引き14億7,972万5,397円を利益剰余金として27年度へ繰り越すものでございます。

続いて、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

税込み収入決算額、第1款公立藤岡総合病院資本的収入では6億7,906万1,000円、内訳では、第1項他会計負担金3億74万9,000円、第2項企業債で3億7,740万円、第3項補助金91万2,000円でございます。

第2款附属外来センター資本的収入では、第1項他会計負担金1億5,072万6,000円、第2項企業債で6,000万円でございます。

これに対しまして資本的支出の税込み決算額、第1款公立藤岡総合病院資本的支出が11億3,684万4,287円、内訳では、第1項建設改良費で器械器具購入費の4億3,892万7,582円、リース債務支払いの3,949万678円、新入院棟建設工事の1億4,055万2,932円でございます。第2項企業債償還金では5億1,787万2,895円ございました。

第2款附属外来センター資本的支出では4億1,025万7,801円、内訳では、第1項建設改良費で、器械器具購入費の1億5,973万4,160円、リース債務の支払いの1,069万575円、第2項企業債償還金で2億3,983万3,066円ございました。

第3款訪問看護資本的支出では217万95円で、建設改良費のリース債務支払いでございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額6億5,948万5,283円は、過年度分損益勘定留保資金6億5,715万8,420円、当年度分消費税資本的収支調整額232万6,863円を充てて、収支の均衡を図っております。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（冬木一俊君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、小手澤治君。

監査委員（小手澤 治君） 平成26年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算に係る審査の概要と結果について、監査委員を代表して報告申し上げます。

去る8月20日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された平成26年度決算報告書並びに事業報告書を中心に、証書類を照合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認めました。

内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

患者利用状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数字と同様でありますので省略させていただきます。

平成26年度病院事業決算においては、会計基準の見直しに伴う退職給付引当金の不足額の一括計上等により大幅な純損失が出ております。

しかしながら、経常収支においては前年度とほぼ同額の利益が出ており、会計基準の見直しの影響が大きいと思われま

す。今後の病院事業は、新入院棟の建設や消費税の増税など、さまざまな課題が待ち受けておりますが、さらなる経営改善により経営の安定化を図り、地域住民に信頼される病院となることを期待するものです。

以上、まことに簡単ではございますが、決算審査の概要についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（冬木一俊君） 決算審査の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 26年度の決算なんですけれども、外来センターの患者数が3%減少、5,822人、3%ですから、患者さんが減るのがいいことか悪いことかということ、ちょっとわかりませんが、なぜ減ったというふうに、患者さんが減少した要因はどこにあるというふうに分析しているのでしょうか。もししているとすれば、どんな理由で減ったのでしょうか。

それから、この人件費50億円余りある人件費なんですけれども、これは当然この人件費が一番大きなウエイトを占めるんですが、この病院は雇用の形態、何種類あるのでしょうか。皆さんが言うところの正規の職員、それから再任用の職員、嘱託職員だとか臨時職員だとかいろいろな言い方をしますけれども、何種類の雇用形態で、それぞれの雇用している方の身分保障等についてはどのようなになっているのでしょうか。

議長（冬木一俊君） 企画財政課長。

企画財政課長（松田裕一君） 外来センターの患者数の減ということなんです、こちらのほうは全体で5,820人減っておりますが、その中で分析して見ますと、整形外科が約3,500人減っております。整形外科につきましては、25年度までおりました脊椎専門の医師がいなくなった関係で、当然26年度入院も脊椎関係の患者さんが減っておりますので、それに伴って外来も整形外科が減っているということになります。

以上です。

議長（冬木一俊君） 病院長。

病院長（石崎政利君） 外来センターの患者さんが減少しているということなんです、一番大きな問題は、その年の診療体制によります。各診療科の先生方の配置数

とか、専門性が一番大きな理由です。それからあとは、今は医療機能の分化と連携ということで、地域連携を強化するため、紹介、逆紹介という形で、地域の先生方との連携をすすめております。外来センターは専門的な外来を中心に進めておりまして、新病院になっていきますと、専門外来ということで紹介型の外来に移行していくことを目指しています。

議長（冬木一俊君） 総務課長。

総務課長（島崎 泰君） 私のほうから職員の雇用形態について回答申し上げます。

先ほども議員さんおっしゃってありました3パターン、正規職員、非常勤職員ですね、それと再任用の職員と3つの形態がございます。

以上です。

すみません、身分保障につきましては、非常勤、再任用につきましては1年の契約という形になってございます。

議長（冬木一俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 再任用の関係なんですけれども、基本的には退職をした方を年金の支給の関係なんでしょうか、そういった指導が来ていて、当然どこの自治体も再任用制度を取り入れてやっているんでしょうけれども、じゃ、この病院は再任用の方は何人いるんですか。それは何を基準に再任用しているんですか。よくよく調べると、何の基準もない。これはなくともよろしいみたいですね。きちんこの人物が再任用するに足りるかどうかということをおっしゃる方が判断して、あるいは簡単な試験をして、この人は再任用してもよろしいと言えばそれでいい。この方はだめ、例えば退職した人が、仮の話ですよ、30人いて、約そのうち今年は5人しか再任用しません。これも許されるということなんですけれども、その中で私が聞いている話だと、事務方の職員は再任用するけれども、看護師さんは再任用しないんだという話を聞くんですけれども、これ事実なんでしょうか。事実でなければ、それはそうでなくて、看護師さんについても再任用します。再任用するということは、きちんとその社会保険だとか何かもちきちんとしていた身分保障もしますということです。だから、私は、その雇用の形態でどういう身分保障をしているんですか、正規の職員は当然そういうことだからいいんですけれども、臨時の職員だとか再任用の関係については給料が基本がこうで、それから社会保険等々のそういったものがこうでというふうに決まりがあるんですか。その辺を知りたかったんですけれども、事務方は再任用するんだけれども、看護師さんは、私たちはパートなんだよねというふうな話も聞くから、この際だから質問してみたんですけれども、その辺のことについてどういう基準でやっているのか、わかりやすく説明をしてください。それから、今後の方針についてもあわせて説明をしてください。

それから、今、外科の先生がいなくなったんで、その関係でしようというこ

となんで、ある意味じゃ、明確に原因があるんだとすれば、そういった原因を取り除いていけばいい病院を、ハードの部分もソフトの部分もよりよくして、先生を確保していくんだということに努めてもらえればいいんだと思うんですけども、常々私が言われるのは、ここの病院は待ち時間が長過ぎると言われるんです。だから、私は、これから大きなお金を投資していい病院をつくっていかうということなんでしょうから、小さなことなただけでも、少しでも質の高いサービスを患者さんに提供していかないと、患者数は伸びない。皆さんのほうできちんとその辺のデータをとっているんでしょうか。利用者は、私どもに対して何かもう2時間も待っても呼ばれないんだとか、いろいろなことを言うてくるわけです。私も実際に何年か前に2時間以上待ったことがあります。だから、それは全くうそではないんでしょうけれども、その辺はきちんとデータをとっていただいて、じゃ、どこをどういうふうに改善すればいいのかということも、きちんと中で検討していただきたいというふうに私は思っています。だから、その辺のデータ等があればお示しをしていただきたいと思いません。

議長（冬木一俊君） 総務課長。

総務課長（島崎 泰君） 再任用職員の採用に関してお答えをします。

まず、採用にする条件についてでございますが、まず1番は、本人の希望でございます。それと従前の勤務状況というんですかね、そういう形の中で各所属のほうで推薦をしていただくという形になっております。

あと、身分の関係でございますが、32時間以上勤務なさる方につきましては社会保険、年金等に加入をさせていただいております。ですから、また、冒頭おっしゃっていましたが、これこれの職種だから無条件でというようなことは一切ございません。

以上でございます。

それと、再任用の実績でございますが、実態とすると看護部のほうに看護師また看護助手という職種の中で採用の実績はございます。

議長（冬木一俊君） 暫時休憩いたします。

（午後2時54分休憩）

（午後2時55分再開）

議長（冬木一俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（島崎 泰君） 申しわけございません。実績の数値でございますが、今年度ベースで、27年4月1日現在でございますが、事務職につきましては再任用職員は2名でございます。また、看護職、その他の職種ですが、たまたま看護部につきましては看護助手が1、看護師が1、また診療支援部のほうに1、計

5名でございます。

以上でございます。

議長（冬木一俊君） 医事情報課長。

医事情報課長（小林ゆかり君） 外来センターの待ち時間についてですが、お答えさせていただきます。

外来センターは、原則、予約を優先として診療を行っております。ですが、初診・再診の予約外の制限は現在行っていないために、予約外患者さんは、全体の日々20%の方が来院しております。予約の患者さんですが、当日、検査のある患者さんにおいては、検査の結果をもとに診察を行っておりますので、予約時間より早く来ていただいておりますが、調査をしている中では、予約時間より待ち時間は確かにあるんですが、平均33分、予約時間よりはお待ちいただいているのが現状です。また、予約外の患者さんですが、こちらは当然予約ではありませんので、受付から平均ですが、1時間18分という待ち時間が現在生じております。ただし、予約外の患者さんにおいては診察前に看護師が問診をし、診察前に医師に相談し、診察前に検査ができればそういったことを実施し、患者さんにご案内を差し上げております。

現在、この待ち時間の解消ということですが、まずは受付の表示板に現在進行中の患者さんの受付番号の表示をし、進行状況がわかるようにしております。また、各ブロックの受付では、待ち時間が長くなっている場合は、各患者様に受付時間が長いというお話を個々にさせていただいております。また、職員が患者の不安を取り除けるように声かけを行うということを指導しております。そういったことで、今後も待ち時間が長い現状を少しでも解消していくように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（冬木一俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） まず、待ち時間の関係なんですけれども、私が想像していたよりずっと短いんですね。私もときどき来ていますから、自分でも平均何分待つか、きょうはこのくらいだなとかとわかるんですけれども、今の話だと予約以外のところが1時間以上ということなんで、できるだけ先生ともよく相談しないとだめなんだろうけれども、調整をしていただいて、できるだけこの辺が改善できるように、これからも努めていただけたらというふうに思います。

それから、再任用の関係なんですけれども、思ったりより少ないんで、1点だけ質問します。希望する人が非常に少ないんでしょうか、この病院は。何か今年あたり、市役所はかなりの人が希望しているというふうなお話なんだろうけれども、退職する人が、看護師さんは出入りが激しいから、ここに30年以上勤めました、40年勤めましたとって退職していくのとはまた若干微妙

に違うんでしょうけれども、その辺については希望者が少ないんでしょうか。私の知っている看護師さん、結構退職して、そこの受付にいたり、あるいは各科でやっていたり、いろいろな人を見かけるんですけども、余りにも再任用、看護部は2名だというお話なんですけれども、じゃ、それ以外はみんな臨時みたいな形での雇用なのか、それはその人たちが希望したのかという部分もあるので、基本的にはきちんと意向を調査をしていただいて、正当な手続にのっとって処理をしていただきたいというふうに思いますので、そのことについてもあわせてご答弁ください。

議長（冬木一俊君） 総務課長。

総務課長（島崎 泰君） 再任用職員につきましては、まず定年を迎えた職員が対象でございます。そうした中で、基本的に時間数が週32時間という形で決まっております。また、女性の多い職場でございますので、定年を迎える数が少ないという現実もございますし、家庭の問題とかあって週32時間は勤められないと、ただし、そこまでいかないけれども、もうちょっと短い時間であれば病院のほうへ協力をしたいという申し出が結構多うございます。そうした中で、再任用でなく、非常勤のほうへ回っていただく職員もかなりの数がいらっしゃいます。よろしいでしょうか。

議長（冬木一俊君） 他に質疑はありませんか。田村理君。

議員（田村 理君） 佐藤議員の質問と共通する部分があるんですけども、外来患者の減少について、その年の診療体制によって違ってくる。あとは紹介、逆紹介、これでまた違ってくるというお話があったのに対して、佐藤議員が待ち時間が長過ぎるという問題点を指摘されました。ほかにも問題点があるのではないかなと、そういうふうに考えているんですけども、私、新町の方からお話を聞くことがよくあるんですけども、病院に通いづらくなってしまったと、そういうことを言われていることがあります。実際に高齢者の方なんですけれども、病院に来るために公共交通機関を使わなければいけないんですね。今までバスを使って病院に来ていたらしいんですけども、何年か前にバス会社に変更になって、実際に新町から病院に来ることはできるんですけども、バス会社が変わった後、帰る足がなくなってしまったと、そういうことを嘆いていらっしゃいました。実際に少子・高齢化が今加速しているわけで、こういう高齢者の方で来たくても来られない、そういう方がふえているんじゃないのかな、なかなか目に見えないところもあるかもしれないんですけども、その辺の分析はどのようにされていますか。よろしくお願いします。

議長（冬木一俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（黒澤美尚君） お答えいたします。

公共交通機関等の問題については、なかなかこの組合の中では申し上げられ

ない部分があるんですが、当然やはり地域性というのがございます。当院もそうですし、例えば富岡総合病院とかそういった同じような公的機関についても、やっぱりいろいろなそういった悩みというんでしょうか、問題を抱えておると思うんです。

ただ、群馬県、特にこの辺については車社会ですので、家族の方あるいはヘルパーとか、そういった公共ではない、また介護タクシーとか、そういったものを使っていただいで来ているのが現状になっていると思います。したがって、今、田村議員のほうからご指摘のあった部分の分析あるいはその辺の調査というのは特には行っておりませんが、患者さんのその状況に応じた形で来院していただくしかないと考えております。以上です。

議長（冬木一俊君） 田村理君。

議員（田村 理君） ありがとうございます。実際に相談を受けた方なんですけれども、やはり家族に頼んで最近は送り迎えをしてもらっているということなんですけれども、ただ、そのご家族もお仕事を持っている方で、なかなか都合が合わないそうなんです。それで行くべきときに行けないということなんですよね。やはりこれから異次元の高齢化を迎えるという話もありますので、全部患者さん任せということでは難しい部分が出てくるのかなと思うんです。高崎市などとも連携をしていただいで、例えば公共交通機関を充実させたり、そういう取り組みも必要ではないのかなと思っています。その辺もぜひご検討していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

議長（冬木一俊君） 管理者。

管理者（新井利明君） 大変重要なご指摘なんだと思うんですけれども、ここ病院の運営にバスの運営はありませんので、そのことを検討するわけにはいかないと。今、議員さんおっしゃられるように、それぞれの行政間の中で検討していかなければいけないんだということなんですけれども、そのやり方そのものがやはり今よくないと思っています。といいますのは、市町村ごとにそれぞれのバスを走らせる昔の方法ですと、企業がそれぞれの地域を見て、この町とこの町が町境で運行をやめてしまうと、そういうことはなかったんです。ですから、そういう意味では、議員のおっしゃる高崎におかれましては新町の住民の皆さんの交通というもの、足の問題についてよくご検討いただければいいかなというふうに思います。

議長（冬木一俊君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君）　　ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君）　　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。議案第14号、平成26年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（冬木一俊君）　　起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第15号

議長（冬木一俊君）　　日程第8、議案第15号、平成26年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君）　　議案第15号、平成26年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度は2,008万円の純損失を生じ、2億4,192万円の未処理欠損金を平成27年度に繰り越しました。

しらさぎの里は、平成9年開設以来18年が経過いたしました。この間、藤岡地域の中核的な介護老人保健施設として運営してまいりましたが、ここ数年の介護報酬のマイナス改定等により厳しい経営状況が続いております。今後は、しらさぎの里が安定的にその役割を果たしていくための方策について、さまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

なお、本決算につきましては、去る8月20日、小手澤、大久保両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付いたしました意見書をいただいたわけでございます。大変ご苦勞をいただきましたことに感謝申し上げます、改めて御礼を申し上げます。

なお、詳細につきましては管理課長より説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（冬木一俊君）　　しらさぎ管理課長。

しらさぎ管理課長（五十嵐良宣君）　　引き続きまして、詳細説明をいたします。

まず、利用者の状況ですが、介護老人保健施設事業において入所者数は2万5,236人で1日平均69.8人、短期入所者数は108人で1日平均0.3人、通所利用者は延べ1万708人で1日平均、平日で40.2人、土曜で13.6人になりました。

利用者の平均介護度につきましては、入所者、年平均3.2、うち短期入所者3.0、通所者2.4でありました。

第3条の収益的収入及び支出については、第1款施設運営事業収益の決算額は4億7,454万5,684円となり、前年対比852万7,129円の減収で前年比率98.2%となりました。

次に、第1款施設運営事業費用において4億9,463万4,990円で、対前年比420万577円の費用減で前年比99.2%となりました。

結果、2,008万9,306円の今年度純損失を生じました。今年度は、会計制度の変更で、現金を伴わない特別利益損失の収支で1,642万5,138円の費用増、減価償却費でリースの資産減価償却が305万3,705円の費用追加となり、計1,947万8,843円の費用増等でしたが、減価償却において収入となる費用減が前年比で1,808万5,117円で相殺される形となりました。収支の減につきましては、26年度評価型老人保健施設の施設基準に変更を来しました。この施設基準の対応と平成27年度介護報酬改定及び周辺施設環境の変化により、利用者の流動が激しくなっていることが挙げられます。

なお、詳細については、科目別明細で示しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、詳細について説明を終わらせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（冬木一俊君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、小手澤治君。

監査委員（小手澤 治君） 平成26年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算に係る審査の概要と結果について、監査委員を代表して報告申し上げます。

去る8月20日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された平成26年度決算報告書並びに事業報告書を中心に、証書類を照合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認めました。

内容につきましては、お手元の決算審査意見書のとおりでございます。

また、利用状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数値と同様でありますので、省略させていただきます。

介護老人保健施設しらすぎの里は、開設以来、地域の中核的な介護保険施設として期待され、多くの人に利用されています。

高齢化社会が進む中、介護保険制度も創設から介護サービスの多様化、サービスの質の向上など、介護老人保健施設を取り巻く環境は非常に厳しい時代を迎えております。

このような環境下で、しらさぎの里の運営面は引き続き相当厳しいものと予想されます。今後も運営形態を含めた改善策を検討されることを期待するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、決算審査の概要についての報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（冬木一俊君） 決算審査の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（冬木一俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号、平成26年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（冬木一俊君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

字句の整理の件

議長（冬木一俊君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第38条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましても、その整理を議長に委任されたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（冬木一俊君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

管理者あいさつ

議長（冬木一俊君） この際、管理者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

管理者（新井利明君） 平成27年第3回組合議会定例会閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議の上ご決定いただき、心から御礼申し上げます。

今後も病院の健全経営または地域連携の充実を図りつつ、地域から信頼される病院づくりにより一層の努力をしてみたいと思いますので、ご支援を賜りたいと存じます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、これから年末年始を迎え、お忙しいことと存じますが、お体をご自愛いただき、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

閉会

議長（冬木一俊君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成27年第3回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時06分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 冬 木 一 俊

署名議員 丸 山 保

署名議員 宮 前 俊 秀